

## 「ホームページのバリアフリー化の推進に関する調査」 の結果に基づく勧告に対する回答の概要（ポイント）

【勧告先】 全府省                                      【回答日】 平成23年3月31日から5月20日  
【勧告日】 平成22年6月29日

### 1 調査概要

インターネット利用者数の増加に伴い、国の行政機関のホームページの利用数（アクセス数）も増加しており、行政機関による情報提供の手段の一つとして、ホームページの果たす役割も拡大

高齢者・障がい者等にとってもホームページは重要な情報収集手段の一つとなっているが、各府省のホームページの中には、その制作に当たり高齢者・障がい者等への配慮が不十分との意見あり

このような状況を踏まえ、各府省におけるホームページのバリアフリー化の推進体制及び対応状況を調査し、各府省の本府省及び外局等33機関に対して、バリアフリーに対応したホームページの制作を勧告

今回、この勧告に対し、各府省がどのような改善措置を講じたか、その結果を公表するもの

### 2 主な勧告事項及び各府省が講じた改善措置状況

**勧告事項**  
各府省は、障害者基本法及び電子政府推進計画に基づき、ホームページの企画、設計、開発、制作、検証、保守及び運用までの各段階において、日本工業規格（JIS X 8341-3）の必須項目から優先的にバリアフリー化を進めるなど、ホームページのバリアフリー化にしっかり対応する必要がある。



#### (1) ホームページの企画・制作等の各段階におけるバリアフリー化への配慮状況

<b>主な指摘事項</b> 調査した33機関のうち、25機関において、ホームページのバリアフリー化への配慮が不十分なものあり ・ ホームページのバリアフリー化に関する方針等未策定 ・ ホームページ制作業者にJIS X 8341-3への対応を求めているない ・ チェックツール等で確認・検証を行っていない 等	<b>回答</b> ・ 指摘した25機関全てにおいて、ホームページの企画・制作等の各段階におけるバリアフリー化への配慮について改善措置済み又は今後改善措置の実施を予定
---	--

#### (2) 各府省のホームページのJIS X 8341-3への対応状況の概要

##### ア 色だけに依存しないウェブコンテンツの作成

<b>主な指摘事項</b> ・ 色だけに依存した情報提供を行っているため、色覚障がい者等が理解しにくいものあり	<b>主な回答の例</b> ・ 日本地図の色分けのみによって、都道府県別の住宅用火災警報器設置義務化開始年を示していたウェブページを、色に加えて模様でも区別できるように修正し、色が識別できない場合であっても開始年を理解できるようにした（消防庁）
--	---

##### イ リンク画像に対する代替テキストを適切に設定したウェブコンテンツの作成

<b>主な指摘事項</b> ・ 音声読み上げソフトが認識できるように見出しが設定されていないため、効率的に読み上げられないものあり	<b>主な回答の例</b> ・ ウェブページ内の文書の見出し部分を、音声読み上げソフトでも認識できるように修正し、見出しだけを拾い読みできるようにしたり、ウェブページ内の項目を把握しやすくするなどして、効率的に読み上げられるようにした（法務省）
--	---

##### ウ 単語の途中に空白又は改行を挿入しないウェブコンテンツの作成

<b>主な指摘事項</b> ・ 単語又は文書の途中に空白（スペース）が挿入されているため、音声読み上げソフトで正しく読み上げられないものあり	<b>主な回答の例</b> ・ レイアウトの調整を目的として単語の途中に挿入されていた空白を削除し、音声読み上げソフトの利用者であっても単語の意味を正しく理解できるようにした（法務省）
---	---

※ 勧告及び結果報告書は、総務省ホームページに掲載しています。

## ホームページのバリアフリー化の推進に関する調査の結果 に基づく勧告に対する改善措置状況（回答）の概要

### 【調査の実施時期等】

- 1 実施時期 平成21年8月から22年6月
- 2 調査対象機関 全府省（16府省）の本府省及び外局34機関（電子政府の総合窓口（e-Gov）<sup>イーガブ</sup>を管理・運営する総務省行政管理局を含む。）

### 【勧告日及び勧告先】

平成22年6月29日 全府省（16府省）に対し勧告

### 【回答年月日】

内閣府 平成23年4月22日、宮内庁 平成23年4月12日、公正取引委員会 平成23年4月15日、  
国家公安委員会(警視庁) 平成23年4月12日、金融庁 平成23年4月19日、総務省 平成23年4月27日、  
法務省 平成23年4月28日、外務省 平成23年4月25日、財務省 平成23年4月13日、  
文部科学省 平成23年3月31日、厚生労働省 平成23年4月15日、農林水産省 平成23年5月12日、  
経済産業省 平成23年4月28日、国土交通省 平成23年5月20日、環境省 平成23年5月11日、  
防衛省 平成23年4月12日

### 〔調査の背景事情等〕

- 全ての人々にとって、ホームページは重要な情報収集手段の一つ  
障がい者のパソコン利用に関する支援技術の発達により、例えば、視覚障がい者も音声読み上げソフトや点字ディスプレイを活用してホームページを利用  
高齢者（視力低下等）や視覚障がい者（画面を見れないなど）、身体障がい者（マウスが使えないなど）に配慮したホームページの制作が必要
- 「電子政府推進計画」において、各府省は日本工業規格のウェブコンテンツに関する「高齢者・障害者等配慮設計指針」（JIS X 8341-3）を踏まえ、全ての人々にとって利用しやすく、分かりやすい情報の電子的提供に努めることとされた
- この調査は、各府省の高齢者や障がい者等に配慮したホームページの制作状況を調査
- 調査の結果、①音声読み上げソフトを利用する視覚障がい者・高齢者が利用できないもの、②マウスを使えない身体障がい者等では利用できないもの、③色のみ依存した情報提供を行っており、色覚障がい者等が理解しにくいものなど高齢者・障がい者等に配慮していないウェブページがみられた
- 調査結果を踏まえ、平成22年6月29日、各府省に「バリアフリーに対応したホームページの制作」を勧告
- 勧告後の平成22年8月20日、「高齢者・障害者等配慮設計指針」が新しい規格に改訂

(注) 上記の調査対象34機関のうち社会保険庁については、日本年金機構の設立に伴い廃止されたことを踏まえ、今回の改善措置状況の取りまとめに当たっては、除いている。

勧告事項	各府省が講じた改善措置状況
<p><b>【勧告】</b></p> <p>各府省は、障害者基本法及び電子政府推進計画に基づき、ホームページの企画、設計、開発、制作、検証、保守及び運用までの各段階において、日本工業規格（JIS X 8341-3）の必須項目から優先的にバリアフリー化を進めるなど、ホームページのバリアフリー化にしっかり対応する必要がある。</p> <p><b>（説明）</b></p> <p><b>【制度の概要】</b></p> <p>障害者基本法（昭和45年法律第84号）第19条第2項において、国及び地方公共団体は、行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用の推進に当たっては、障がい者の利用の便宜が図られるよう特に配慮しなければならないとされている。</p> <p>国の行政機関のホームページについては、「電子政府推進計画」（平成18年8月31日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定。20年12月25日一部改定。(注釈1))において、各府省は、ウェブコンテンツ（掲載情報）に関する日本工業規格（JIS X 8341-3）を踏まえた高齢者・障がい者等に配慮したホームページの作成等を進め、全ての人々にとって利用しやすく、分かりやすい行政情報の電子的提供について努めることとされている。</p> <p><b>【調査結果】</b></p> <p>当局の職員が、チェックツール、音声読み上げソフト等により、各府省の本省及び外局のホームページから1,470ページを抽出し、以下の調査事項により調査</p> <p>① ホームページの企画、制作、検証、保守及び運用（以下「企画・制作等」という。）の各段階におけるバリアフリー化への配慮状況</p>	

勧告事項	各府省が講じた改善措置状況
<p>② 各府省のホームページの JIS X 8341-3:2004（注釈2）（必須 18 項目、推奨 21 項目（注釈3））への対応状況</p> <p>1 ホームページの企画・制作等の各段階におけるバリアフリー化への配慮状況</p> <p>調査した 33 機関のうち 25 機関（76%）において、企画・制作等の各段階のいずれかで、ホームページのバリアフリー化への配慮が不十分</p> <p>① ホームページのバリアフリー化に関する方針等を定めていないもの（消防庁、法務省、公安調査庁、観光庁の 4 機関）</p> <p>② ホームページの作成等を発注する際の仕様書等において、ホームページ制作業者に JIS X 8341-3:2004 への対応を求めているもの（消防庁、法務省、公安調査庁、文化庁、資源エネルギー庁、特許庁、中小企業庁、国土交通省、運輸安全委員会、観光庁、海上保安庁の 11 機関）</p> <p>③ ウェブコンテンツの追加・更新の際にチェックツール等で JIS X 8341-3:2004 に対応しているか否かを確認していないもの（宮内庁、公正取引委員会、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消防庁、e-Gov、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、資源エネルギー庁、特許庁、中小企業庁、観光庁、気象庁、海上保安庁の 17 機関）</p> <p>④ ホームページの制作時又はリニューアル時にウェブコンテンツが JIS X 8341-3:2004 に対応しているか否かを検証していないもの及び検証していても不十分なもの（内閣府、金融庁、消防庁、e-Gov、法務省、公安調査庁、財務省、文部科学省、文化庁、厚生労働省、中央</p>	<p>25 機関全てにおいて、ホームページの企画・制作等の各段階におけるバリアフリー化への配慮について改善措置済み又は今後改善措置予定</p> <p>→ 4 機関全てにおいて、ホームページのバリアフリー化に関する方針を新たに策定するなどして、ホームページの作成等に携わる職員や事業者に周知</p> <p>→ 11 機関全てにおいて、ホームページの作成等を発注する際の仕様書等において JIS X 8341-3 への対応を求めることとしており、そのうち、4 機関（消防庁、法務省、公安調査庁、文化庁、観光庁）では、既に改善措置を実施</p> <p>→ 17 機関全てにおいて、ウェブコンテンツの追加・更新の際にチェックツール等で JIS X 8341-3 に対応しているか否かを確認することとしており、そのうち、8 機関（宮内庁、国家公安委員会、警察庁、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、観光庁）では、既に改善措置を実施</p> <p>→ 20 機関全てにおいて、ホームページの制作時又はリニューアル時にウェブコンテンツが JIS X 8341-3 に対応しているか否かを検証することとしており、そのうち、7 機関（内閣府、消防庁、法務省、公安調査庁、財務省、厚生労働省、観光庁）では、既に改善措置を実施</p>

勧告事項	各府省が講じた改善措置状況
<p>労働委員会、資源エネルギー庁、特許庁、中小企業庁、国土交通省、運輸安全委員会、観光庁、気象庁、海上保安庁、環境省の20機関)</p> <p>⑤ 電子メール又は問い合わせフォームの設置がない又は設置場所が分かりにくいもの（金融庁、消防庁、中央労働委員会、国土交通省、海上保安庁の5機関）</p> <p><b>2 各府省のホームページの JIS X 8341-3:2004 への対応状況</b></p> <p>調査した33機関のウェブページ1,470ページ（注釈4）のうち、JIS X 8341-3:2004の必須項目の1つ以上に対応していないものが1,329ページ（90%）あり。主な例は、以下のとおり</p> <p>① 色のみ依存した情報提供を行っているため、色覚障がい者等が理解しにくいもの10機関18ページ（調査したウェブページの1%）</p> <p>② ウェブコンテンツがキーボードのみでは操作又は利用できないもの13機関99ページ（同7%）</p>	<p>→ 5機関全てにおいて、問い合わせフォームの設置、音声読み上げソフト等で認識できるよう電子メールアドレスの表示方法を改善するなどの措置を講ずることとしており、そのうち、3機関（金融庁、国土交通省、海上保安庁）では、既に改善措置を実施</p> <p>JIS X 8341-3:2004 の必須項目の1つ以上に対応していなかったウェブページ1,329ページのうち、指摘事項の全てを改善しているものが32機関743ページ（56%）</p> <p>→ 指摘したウェブページ18ページのうち、8機関（公害等調整委員会、消防庁、法務省、文部科学省、農林水産省、観光庁、海上保安庁、防衛省）の10ページ（56%）が改善措置済み（別紙「各府省のホームページの JIS X 8341-3:2004 への対応例」改善事例1参照）。残る2機関の8ページ（44%）は、今後改善措置予定又は改善を検討中</p> <p>→ 指摘したウェブページ99ページのうち、9機関（内閣府、警察庁、公害等調整委員会、外務省、財務省、林野庁、気象庁、海上保安庁、環境省）の87ページ（88%）が改善措置済み（別紙改善事例2及び3参照）。残る5機関の12ページ（12%）は、今後改善措置予定又は改善を検討中（1機関については、改善措置済みと改善措置予定の双方のページがある。）</p>

勸告事項	各府省が講じた改善措置状況
<p>③ 画像の代替テキスト（注釈5）が未設定又は不適切であるために、音声読み上げソフトでは画像の内容が理解しにくいもの 26 機関 132 ページ（同 9 %）</p>	<p>→ 指摘したウェブページ 132 ページのうち、22 機関（内閣府、宮内庁、国家公安委員会、警察庁、金融庁、総務省、消防庁、法務省、外務省、財務省、文部科学省、文化庁、厚生労働省、中央労働委員会、農林水産省、林野庁、経済産業省、国土交通省、運輸安全委員会、観光庁、海上保安庁、環境省）の 91 ページ（69%）が改善措置済み。残る 11 機関の 41 ページ（31%）は、今後改善措置予定又は改善を検討中（7 機関については、改善措置済みと改善措置予定の双方のページがある。）</p>
<p>④ リンク画像の代替テキストが未設定又は不適切であるため、音声読み上げソフトでリンク先の内容が理解しにくいもの 27 機関 127 ページ（同 9 %）</p>	<p>→ 指摘したウェブページ 127 ページのうち、22 機関（内閣府、公正取引委員会、国家公安委員会、警察庁、金融庁、総務省、公害等調整委員会、e-Gov、法務省、外務省、財務省、文化庁、厚生労働省、中央労働委員会、農林水産省、林野庁、経済産業省、国土交通省、運輸安全委員会、気象庁、海上保安庁、防衛省）の 84 ページ（66%）が改善措置済み（別紙改善事例 4 及び 5 参照）。残る 13 機関の 43 ページ（34%）は、今後改善措置予定又は改善を検討中（8 機関については、改善措置済みと改善措置予定の双方のページがある。）</p>
<p>⑤ 見出しが設定されていないため、音声読み上げソフトで効率的に読み上げられないもの 29 機関 331 ページ（同 23%）</p>	<p>→ 指摘したウェブページ 331 ページのうち、26 機関（内閣府、宮内庁、国家公安委員会、警察庁、金融庁、総務省、公害等調整委員会、消防庁、e-Gov、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、厚生労働省、中央労働委員会、農林水産省、林野庁、経済産業省、特許庁、国土交通省、運輸安全委員会、気象庁、海上保安庁）の 226 ページ（68%）が改善措置済み（別紙改善事例 6 参照）。残る 21 機関の 105 ページ（32%）は、今後改善措置予定又は改善を検討中（18 機関については、改善措置済みと改善措置予定の双方のページがある。）</p>
<p>⑥ 単語の文字間にスペースが挿入されているため、音声読み上げソフトで正しく読み上げられないもの 22 機関 66 ページ（同 4 %）</p>	<p>→ 指摘したウェブページ 66 ページのうち、20 機関（内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、公害等調整委員会、消防庁、e-Gov、法務省、公安調査庁、財</p>

勧告事項	各府省が講じた改善措置状況
<p>⑦ 利用しにくい入力欄があるもの 30 機関 732 ページ (同 50%)</p>	<p>務省、国税庁、中央労働委員会、農林水産省、経済産業省、特許庁、国土交通省、運輸安全委員会、観光庁、海上保安庁、防衛省) の 57 ページ (86%) が改善措置済み (別紙改善事例 7 参照)。残る 4 機関の 9 ページ (14%) は、今後改善措置予定又は改善を検討中 (2 機関については、改善措置済みと改善措置予定の双方のページがある。)</p> <p>→ 指摘したウェブページ 732 ページのうち、22 機関 (内閣府、宮内庁、公正取引委員会、国家公安委員会、警察庁、金融庁、総務省、e-Gov、法務省、外務省、国税庁、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、経済産業省、資源エネルギー庁、特許庁、国土交通省、観光庁、気象庁、防衛省) の 375 ページ (51%) が改善措置済み。残る 22 機関の 357 ページ (49%) は、今後改善措置予定又は改善を検討中 (14 機関については、改善措置済みと改善措置予定の双方のページがある。)</p>

## 【注釈】

### 1 電子政府推進計画

国民の利便性・サービスの向上、IT（情報技術）を活用した業務改革、電子政府の推進体制の整備・充実を目的として策定

### 2 高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス—第3部：ウェブコンテンツ（JIS X 8341-3:2004）

主に高齢者、障がいのある人及び一時的な障がいのある人が、情報通信における機器、ソフトウェア及びサービスを利用するときの情報アクセシビリティを確保し、向上させるために、ウェブコンテンツを企画、計画、開発、制作、保守及び運用するときに配慮すべき事項を定めたもの。平成16年（2004年）6月20日策定

### 3 必須項目、推奨項目

JIS X 8341-3:2004に規定されている要件は、「必須項目」（…しなければならない）と「推奨項目」（…することが望ましい）に分かれている。同規格の「開発及び制作に関する個別要件」では、必須項目が18項目、推奨項目が21項目定められている。

### 4 調査したウェブページ

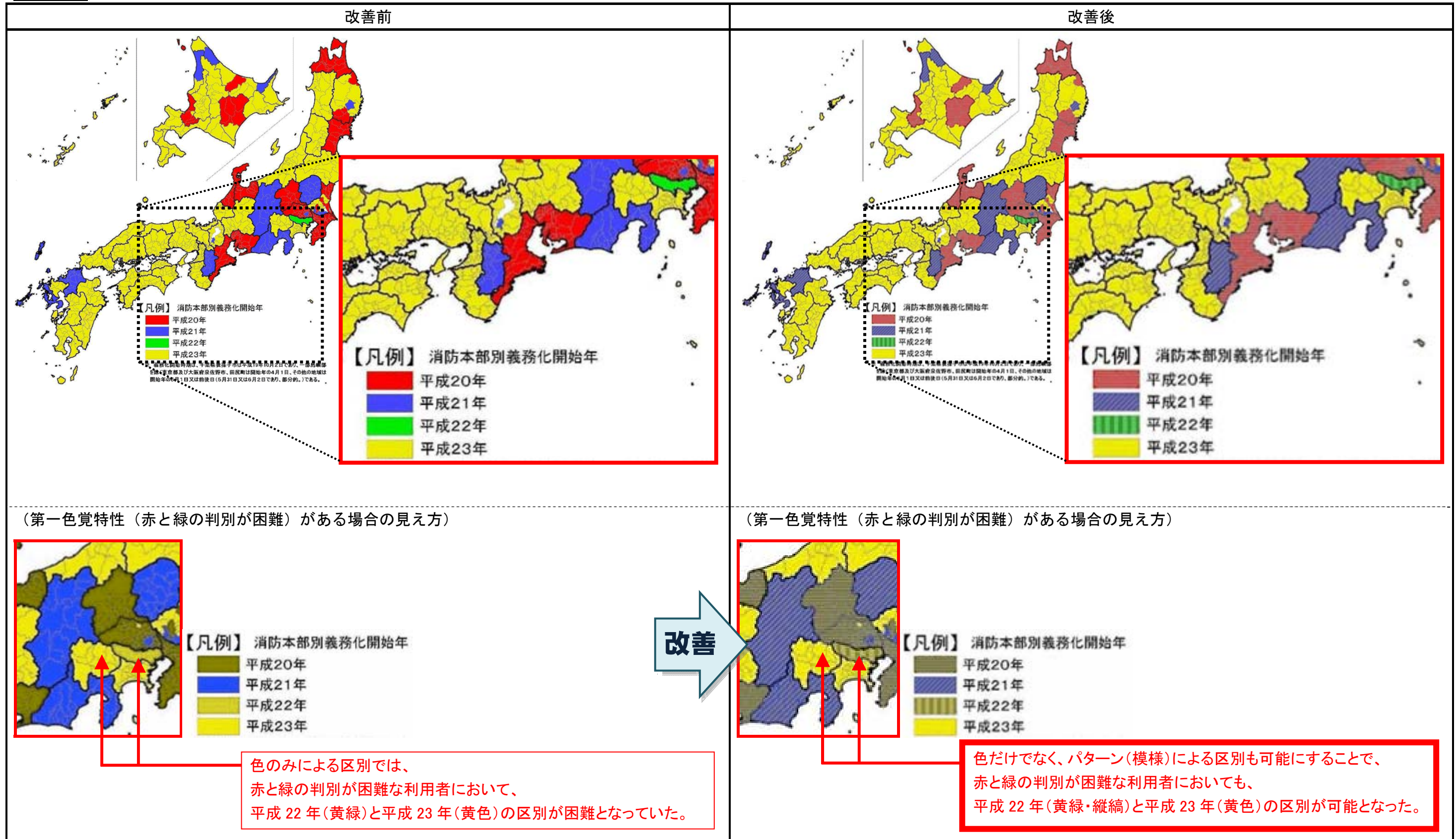
平成21年8月6日から21日、10月15日から21日までの間に取得（調査）した、①トップページ、②府省ごとのアクセス件数が多いウェブページ、③意見・要望・問い合わせ、④「行政情報の電子的提供に関する基本的考え方（指針）」において、各府省のホームページ上に共通カテゴリー（区分）を設けて提供することとされている情報が掲載されたページ、⑤サイトマップ、検索結果一覧ページの計1,470ページ

### 5 代替テキスト

画像の内容を把握することができない音声読み上げソフト等で画像の代わりに読み上げる文字（テキスト）



改善事例 1 色だけに依存した情報が提供されていたために、特定の色を識別することが困難な利用者にはその内容を理解できないおそれがあった事例



(注釈) 「第一色覚特性 (赤と緑の判別が困難) がある場合の見え方」は、第一色覚特性の見え方を仮想的に表示することができるソフトウェアを用いて作成した。

改善前



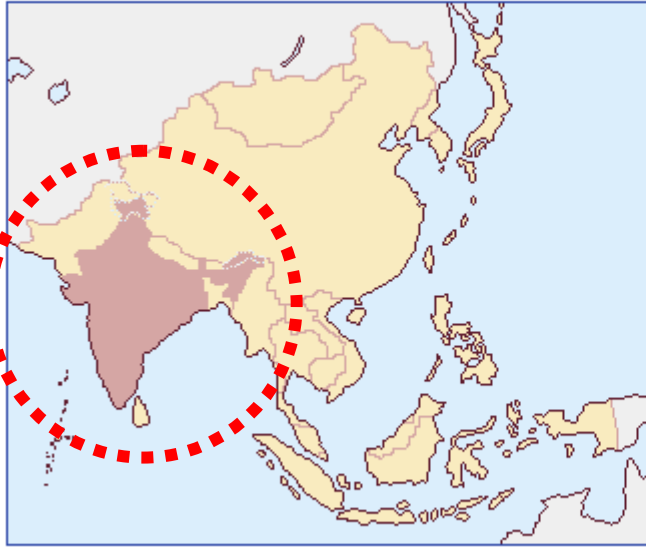
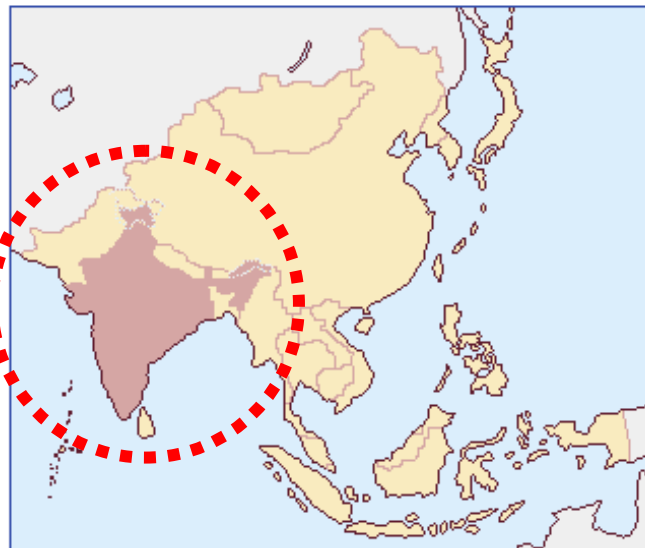


所管事業の概要に係る各ウェブページ(事業概要、所管事業一覧、各種施策紹介、予算・決算等)へのリンクは、ボタン「**所管事業の概要**」にマウスカーソルを合わせることによって表示されるメニューでの提供のみとなっていたため、マウスを使うことができない又は使用することが困難な利用者は、所管事業の概要に係る各ウェブページに移動しにくくなっていた。

改善

改善後



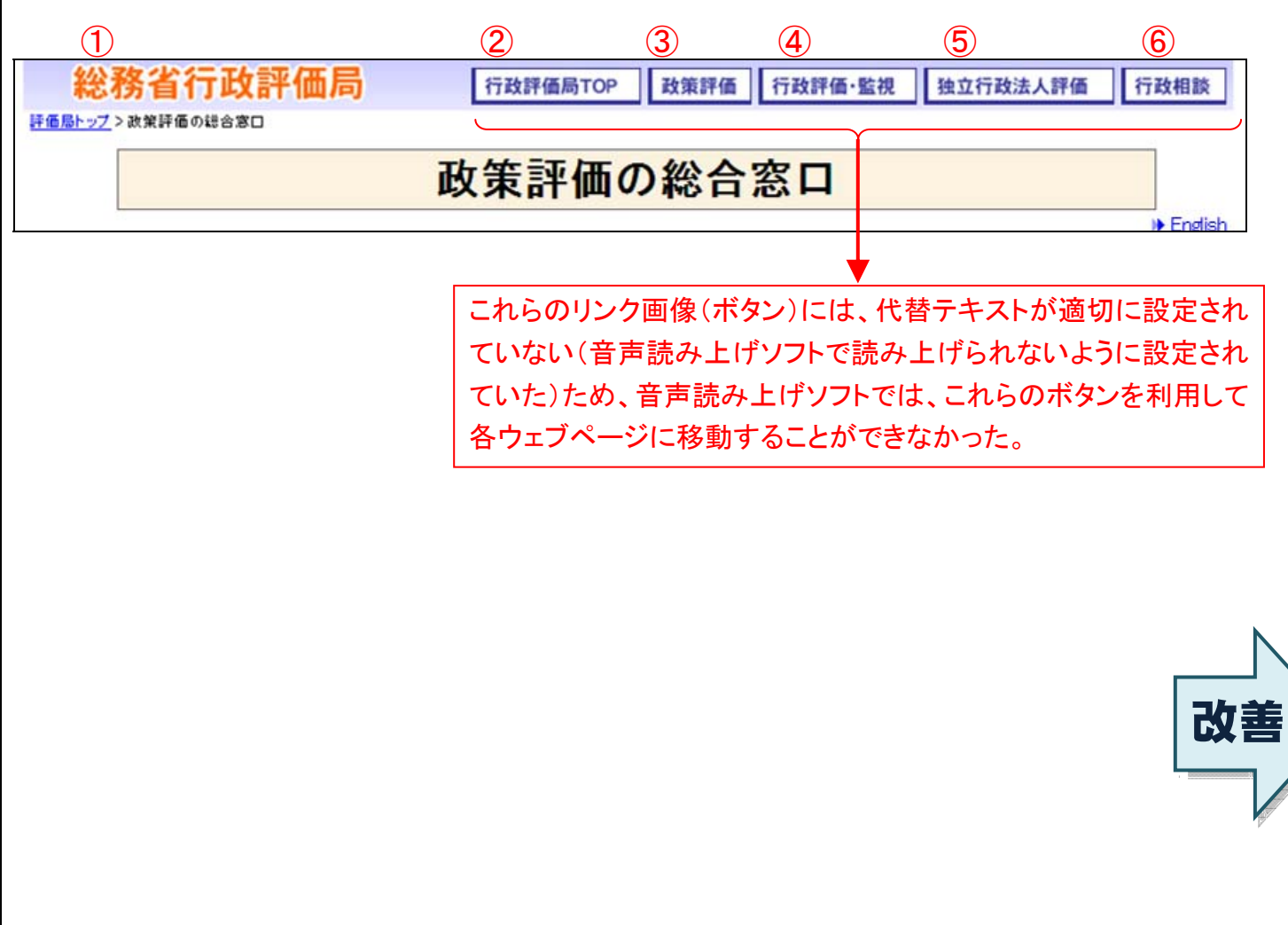
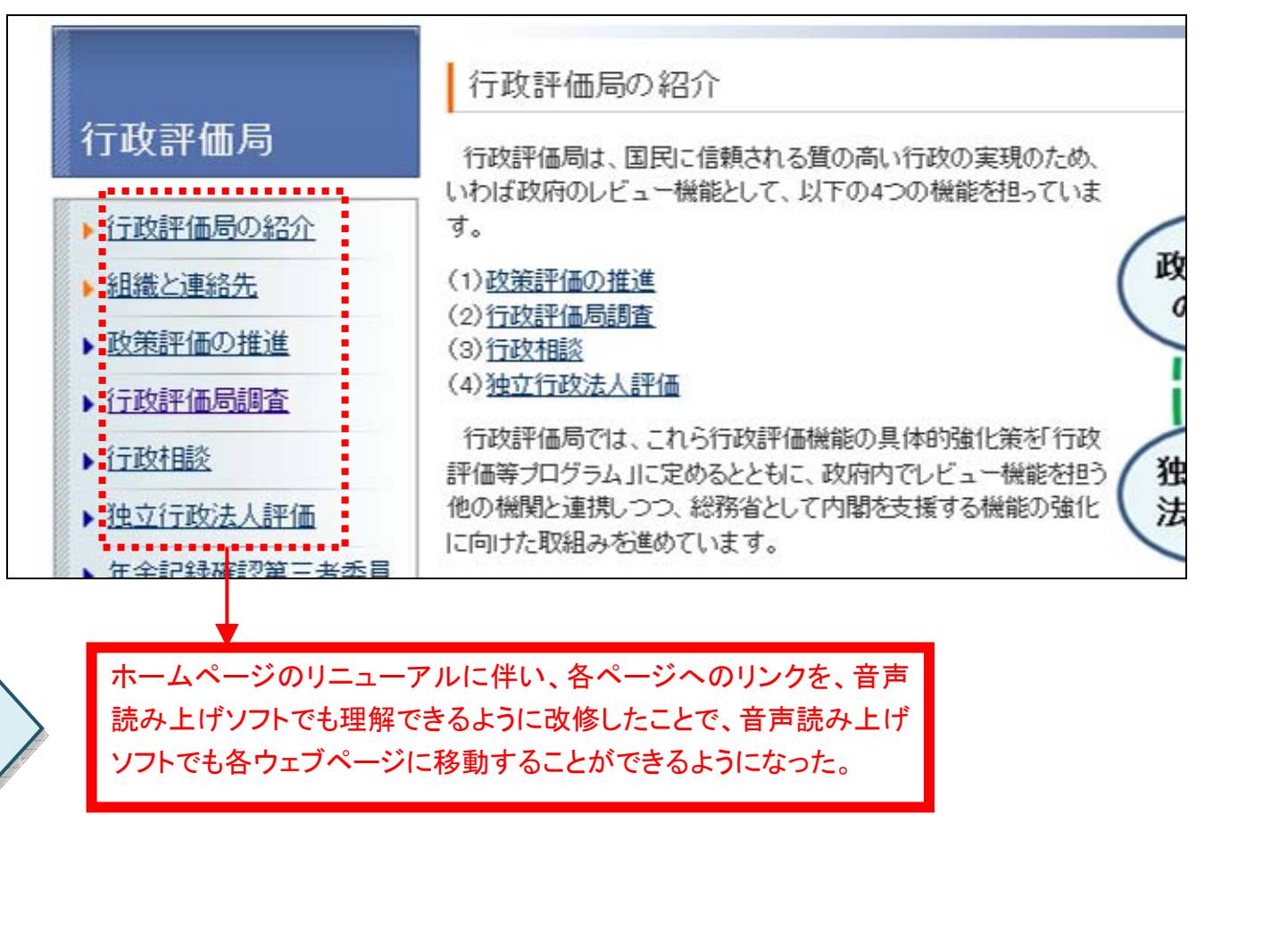
ホームページのリニューアルに伴い、所管事業の概要に係る各ウェブページへのリンクを、マウスカーソルを合わせなくてもリンクメニューを利用できるように改修したことで、マウスを使うことができない又は使用することが困難な利用者であっても、キーボード操作のみで、所管事業の概要に係る各ウェブページへ移動することができるようになった。

改善前	改善後
<p>(マウスによる操作結果)</p> <p>各国情勢</p>  <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ <a href="#">インド</a></li> <li>▶ <a href="#">インドネシア</a></li> <li>▶ <a href="#">カンボジア</a></li> <li>▶ <a href="#">シンガポール</a></li> <li>▶ <a href="#">スリランカ</a></li> <li>▶ <a href="#">タイ</a></li> <li>▶ <a href="#">韓国</a></li> <li>▶ <a href="#">中国</a></li> <li>▶ <a href="#">ネパール</a></li> <li>▶ <a href="#">パキスタン</a></li> <li>▶ <a href="#">バングラデシュ</a></li> <li>▶ <a href="#">東ティモール</a></li> <li>▶ <a href="#">ブータン</a></li> <li>▶ <a href="#">フィリピン</a></li> <li>▶ <a href="#">ブルネイ</a></li> <li>▶ <a href="#">ベトナム</a></li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ <a href="#">マレーシア</a></li> <li>▶ <a href="#">ミャンマー</a></li> <li>▶ <a href="#">モルディブ</a></li> <li>▶ <a href="#">モンゴル</a></li> <li>▶ <a href="#">ラオス</a></li> </ul> <p>各国名のリンクをマウスで選択すると、該当する国の領域が地図上に強調表示される。(マウスで利用する分には支障なし)</p>	<p>(マウスによる操作結果)</p> <p>各国情勢</p>  <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ <a href="#">インド</a></li> <li>▶ <a href="#">インドネシア</a></li> <li>▶ <a href="#">カンボジア</a></li> <li>▶ <a href="#">シンガポール</a></li> <li>▶ <a href="#">スリランカ</a></li> <li>▶ <a href="#">タイ</a></li> <li>▶ <a href="#">韓国</a></li> <li>▶ <a href="#">中国</a></li> <li>▶ <a href="#">ネパール</a></li> <li>▶ <a href="#">パキスタン</a></li> <li>▶ <a href="#">バングラデシュ</a></li> <li>▶ <a href="#">東ティモール</a></li> <li>▶ <a href="#">ブータン</a></li> <li>▶ <a href="#">フィリピン</a></li> <li>▶ <a href="#">ブルネイ</a></li> <li>▶ <a href="#">ベトナム</a></li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ <a href="#">マレーシア</a></li> <li>▶ <a href="#">ミャンマー</a></li> <li>▶ <a href="#">モルディブ</a></li> <li>▶ <a href="#">モンゴル</a></li> <li>▶ <a href="#">ラオス</a></li> </ul>
<p>(キーボードによる操作結果)</p> <p>各国情勢</p>  <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ <a href="#">インド</a></li> <li>▶ <a href="#">インドネシア</a></li> <li>▶ <a href="#">カンボジア</a></li> <li>▶ <a href="#">シンガポール</a></li> <li>▶ <a href="#">スリランカ</a></li> <li>▶ <a href="#">タイ</a></li> <li>▶ <a href="#">韓国</a></li> <li>▶ <a href="#">中国</a></li> <li>▶ <a href="#">ネパール</a></li> <li>▶ <a href="#">パキスタン</a></li> <li>▶ <a href="#">バングラデシュ</a></li> <li>▶ <a href="#">東ティモール</a></li> <li>▶ <a href="#">ブータン</a></li> <li>▶ <a href="#">フィリピン</a></li> <li>▶ <a href="#">ブルネイ</a></li> <li>▶ <a href="#">ベトナム</a></li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ <a href="#">マレーシア</a></li> <li>▶ <a href="#">ミャンマー</a></li> <li>▶ <a href="#">モルディブ</a></li> <li>▶ <a href="#">モンゴル</a></li> <li>▶ <a href="#">ラオス</a></li> </ul> <p>一方、各国名のリンクをキーボードで選択しても、該当する国の領域は地図上に強調表示されなかった。(キーボードで利用する際に支障)</p>	<p>(キーボードによる操作結果)</p> <p>各国情勢</p>  <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ <a href="#">インド</a></li> <li>▶ <a href="#">インドネシア</a></li> <li>▶ <a href="#">カンボジア</a></li> <li>▶ <a href="#">シンガポール</a></li> <li>▶ <a href="#">スリランカ</a></li> <li>▶ <a href="#">タイ</a></li> <li>▶ <a href="#">韓国</a></li> <li>▶ <a href="#">中国</a></li> <li>▶ <a href="#">ネパール</a></li> <li>▶ <a href="#">パキスタン</a></li> <li>▶ <a href="#">バングラデシュ</a></li> <li>▶ <a href="#">東ティモール</a></li> <li>▶ <a href="#">ブータン</a></li> <li>▶ <a href="#">フィリピン</a></li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ <a href="#">マレーシア</a></li> <li>▶ <a href="#">ミャンマー</a></li> <li>▶ <a href="#">モルディブ</a></li> <li>▶ <a href="#">モンゴル</a></li> <li>▶ <a href="#">ラオス</a></li> </ul> <p>各国名のリンクをキーボードで選択した場合でも、該当する国の領域が地図上に強調表示されるようにウェブページを修正し、キーボードしか使用できない利用者であっても情報を理解しやすくなった。</p>




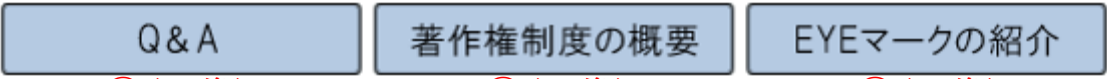

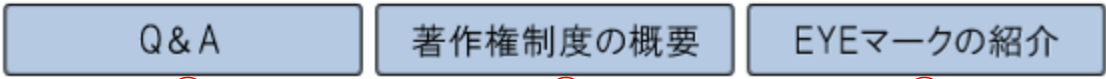
(注釈) 本事例は、マウスを使用できる利用者にとっては支障がなかったが、マウスを使用できない(キーボードしか使用できない)利用者にとっては支障となっていた事例である。

改善事例 4 リンク画像（ボタン）が音声読み上げソフトでは利用できないように制作されていたため、リンクボタンとして利用できなかった事例

改善前	改善後
 <p>① 総務省行政評価局 ② 行政評価局TOP ③ 政策評価 ④ 行政評価・監視 ⑤ 独立行政法人評価 ⑥ 行政相談</p> <p>政策評価の総合窓口</p> <p>これらのリンク画像（ボタン）には、代替テキストが適切に設定されていない（音声読み上げソフトで読み上げられないように設定されていた）ため、音声読み上げソフトでは、これらのボタンを利用して各ウェブページに移動することができなかった。</p>	 <p>行政評価局</p> <p>行政評価局の紹介 組織と連絡先 政策評価の推進 行政評価局調査 行政相談 独立行政法人評価</p> <p>行政評価局は、国民に信頼される質の高い行政の実現のため、いわば政府のレビュー機能として、以下の4つの機能を担っています。</p> <p>(1) 政策評価の推進 (2) 行政評価局調査 (3) 行政相談 (4) 独立行政法人評価</p> <p>行政評価局では、これら行政評価機能の具体的強化策を「行政評価等プログラム」に定めるとともに、政府内でレビュー機能を担う他の機関と連携しつつ、総務省として内閣を支援する機能の強化に向けた取組みを進めています。</p> <p>ホームページのリニューアルに伴い、各ページへのリンクを、音声読み上げソフトでも理解できるように改修したことで、音声読み上げソフトでも各ウェブページに移動することができるようになった。</p>
<p>(改善前の音声読み上げソフトによる読み上げ結果)</p> <p>総務省行政評価局 …①</p> <p>…… …②</p> <p>…… …③</p> <p>…… …④</p> <p>…… …⑤</p> <p>…… …⑥</p> <p>評価局トップ 政策評価の総合窓口</p> <p>代替テキストが適切に設定されていないため、それぞれ「行政評価局TOP」、「政策評価」、「行政評価・監視」、「独立行政法人評価」、「行政相談」のページへのリンクであることがわからなかった。</p>	<p>(改善後の音声読み上げソフトによる読み上げ結果)</p> <p>行政評価局</p> <p>行政評価局の紹介</p> <p>組織と連絡先</p> <p>政策評価の推進</p> <p>行政評価局調査</p> <p>行政相談</p> <p>独立行政法人評価</p> <p>…</p>

(注釈) 丸数字は、読み上げている場所、順序を示しており、当局が付した。

改善事例5 リンク画像の代替テキストが未設定となっていたため、音声読み上げソフトでリンク先の内容が理解できなかった事例

改善前	改善後
<p>●マークの入手はここから ①(テキスト)</p>  <p>②(画像) ③(画像) ④(画像)</p> <p>●より詳しく知りたい方へ ⑤(テキスト)</p>  <p>⑥(画像) ⑦(画像) ⑧(画像)</p> <p>⑥～⑧のリンク画像には、代替テキストが設定されていなかった</p>	<p>●マークの入手はここから</p>  <p>●より詳しく知りたい方へ</p>  <p>⑥ ⑦ ⑧</p> <p>⑥～⑧のリンク画像に、リンク先を理解できる代替テキストを設定</p>
<p>(改善前の音声読み上げソフトによる読み上げ結果)</p> <p>マークの入手はここから …①</p> <p>プリントアウト・コピー・無料配布 OK マーク …②</p> <p>障がい者のための非営利目的利用 OK マーク …③</p> <p>学校教育のための非営利目的利用 OK マーク …④</p> <p>より詳しく知りたい方へ …⑤</p> <p>エイチティーティーピーコロンスラッシュスラッシュダブリュー…(略) …⑥</p> <p>エイチティーティーピーコロンスラッシュスラッシュダブリュー…(略) …⑦</p> <p>エイチティーティーピーコロンスラッシュスラッシュダブリュー…(略) …⑧</p>	<p>(改善後の音声読み上げソフトによる読み上げ結果)</p> <p>マークの入手はここから …①</p> <p>プリントアウト・コピー・無料配布 OK マーク …②</p> <p>障がい者のための非営利目的利用 OK マーク …③</p> <p>学校教育のための非営利目的利用 OK マーク …④</p> <p>より詳しく知りたい方へ …⑤</p> <p>Q&amp;A …⑥</p> <p>著作権制度の概要 …⑦</p> <p>EYE マークの紹介 …⑧</p>
<p>(注) 丸数字は、読み上げている場所、順序を示しており、当局が付した。</p> <p>代替テキストが設定されていなかったため、各リンクが「Q&amp;A」、「著作権制度の概要」、「EYE マークの紹介」の各ウェブページへ移動するためのものが理解できなかった。(代替テキストの代わりに移動先の URL (http://…) が読み上げられる場合もあるが、URL でリンク先を理解することは困難。)</p>	<p>(注) 丸数字は、読み上げている場所、順序を示しており、当局が付した。</p> <p>代替テキストが設定されたため、各リンクが「Q&amp;A」、「著作権制度の概要」、「EYE マークの紹介」の各ウェブページへ移動するためのものが理解できるようになった。</p>

改善事例6 「見出し」が設定されていないために、効率的にウェブページを読み上げることができなくなっていた事例

改善前	改善後
<p>1 オンライン登記情報提供制度とは                      オンライン登記情報提供制度は、登記事務がコンピュータ化された登記所（以下「コンピュータ庁」といいます。）が保有する登記情報を、インターネットを利用して、一般利用者が自宅又は事務所のパソコンで確認することができる制度です。                      登記情報を入力するためには、不動産又は法人の本・支店の所在地を管轄する登記所がコンピュータ庁であっても、原則として登記所まで出向いて登記事項証明書（登記簿謄本に相当するものです。）又は登記事項要約書を請求する必要がありましたが、オンライン登記情報提供制度の実施により、インターネットを利用して自宅や会社に居ながらにして登記情報を確認することができることから、登記情報を確認するための時間と手間が大幅に縮減されます。                      なお、電気通信回線による登記情報の提供に関する法律（平成11年法律第226号。以下「提供法」という。）第4条第1項の業務を行う者（指定法人）として、平成12年6月1日、財団法人民事法律協会（以下「協会」といいます。）が、指定されています（「<a href="#">オンライン登記情報提供制度における指定法人等に関する事項</a>」）。</p> <p>2 提供される情報                      (1) 登記情報                      ア 提供される登記情報の種類は、次のとおりです（提供法第2条第1項、電気通信回線による登記情報の提供に関する法律施行令（平成12年政令第177号））。                      (ア) 次に掲げる登記簿等でコンピュータ化されたものに記録された事項の全部についての情報                      a 不動産の登記簿                      b 商業登記簿                      c 法人の登記簿                      d 投資事業有限責任組合契約登記簿                      e 有限責任事業組合契約登記簿                      f 動産譲渡登記事項概要ファイル                      g 債権譲渡登記事項概要ファイル</p> <p>(中略)</p> <p>5 利用料金  <a href="#">利用料金一覧</a></p> <p>その他詳細については、下記にお問い合わせください。                      財団法人 民事法律協会登記情報提供センター                      TEL 02-5540-7000 FAX 02-5540-7005</p>	<p>1 オンライン登記情報提供制度とは                      オンライン登記情報提供制度は、登記事務がコンピュータ化された登記所（以下「コンピュータ庁」といいます。）が保有する登記情報を、インターネットを利用して、一般利用者が自宅又は事務所のパソコンで確認することができる制度です。以前は、登記情報を確認するためには、不動産又は会社・法人の本・支店の所在地を管轄する登記所がコンピュータ庁であっても、原則として登記所まで出向いて登記事項証明書（登記簿謄本に相当するものです。）又は登記事項要約書を請求するか、オンライン又は郵送により登記事項証明書の送付を請求する必要がありましたが、オンライン登記情報提供制度の実施により、インターネットを利用して自宅や会社に居ながらにして登記情報を確認することができることから、登記情報を確認するための時間と手間が大幅に縮減されます。                      なお、電気通信回線による登記情報の提供に関する法律（平成11年法律第226号。以下「提供法」という。）第4条第1項の業務を行う者（指定法人）として、平成12年6月1日、財団法人民事法律協会（以下「協会」といいます。）が、指定されています（「<a href="#">オンライン登記情報提供制度における指定法人等に関する事項</a>」）。</p> <p>2 提供される情報                      (1) 登記情報                      ア 提供される登記情報の種類は、次のとおりです（提供法第2条第1項、電気通信回線による登記情報の提供に関する法律施行令（平成12年政令第177号））。                      (ア) 次に掲げる登記簿等でコンピュータ化されたものに記録された事項の全部についての情報                      a 不動産の登記簿</p> <p>(中略)</p> <p>5 利用料金  <a href="#">利用料金一覧</a></p> <p>その他詳細については、下記にお問い合わせください。                      財団法人 民事法律協会登記情報提供センター                      TEL 02-5540-7000 FAX 02-5540-7005</p>

ウェブページ内の見出し（「1 オンライン登記情報提供制度とは」、「2 提供される情報」、「5 利用料金」等）が、音声読み上げソフトで「見出し」として認識できるように制作されていないため、音声読み上げソフトの支援機能（見出しだけを拾い読みして、ウェブページを効率的に読み上げるための機能）が利用できず、ウェブページを効率的に読み上げることができなくなっていた。

音声読み上げソフトで「見出し」として認識できるように改修されたため、音声読み上げソフトの支援機能を利用して、ウェブページを効率的に読み上げることができるようになった。  
 （見た目からは修正状況を判断できないが、内部的に改修されている。）

（改善前の音声読み上げソフトによる読み上げ結果と、見出し「5 利用料金」が読み上げられるまでに要する時間）

<p>1 オンライン登記情報とは                      オンライン登記情報提供制度は、登記事務がコンピュータ化された登記所以下 コンピュータ庁といっています が保有する登記情報を…                      (中略)                      2 提供される情報                      かつこ 1 登記情報                      ア 提供される登記情報の種類は…                      (中略)                      5 利用料金  <a href="#">利用料金一覧</a>…                      (以下略)</p>	<p>見出しだけを拾い読みする支援機能が利用できるように制作されていなかったため、上から順番に読み上げていく必要があった。このため、例えば、見出し「5 利用料金」が読み上げられるまでには、<b>約 10 分</b>（注釈）を要していた。</p> <p>（注釈） 1分当たり180語の速度で読み上げる音声読み上げソフトで読み上げた場合の所要時間</p>
---	---



（改善後の音声読み上げソフトによる読み上げ結果と、見出し「5 利用料金」が読み上げられるまでに要する時間）

<p>1 オンライン登記情報とは                      (ジャンプ)                      2 提供される情報                      (ジャンプ)                      5 利用料金  <a href="#">利用料金一覧</a>…                      (以下略)</p>	<p>見出しだけを拾い読みする支援機能が利用できるように修正されたため、見出し「5 利用料金」を読み上げられるまでに必要な所要時間は、<b>約 20 秒</b>まで短縮できるようになった。</p> <p>また、見出しの拾い読みにより、ウェブページ内にどのような項目が含まれているかを確認することも可能になった。</p>
---	---

改善事例7 単語の途中に空白又は改行が挿入されていたために、音声読み上げソフトでは正しく読み上げることができなくなっていた事例

改善前					改善後						
公表日	案 件 名	締切日	入 手 方 法	問 い 合 わ せ 先 提 出 先	備 考	公表日	案 件 名	締切日	入 手 方 法	問 い 合 わ せ 先 提 出 先	備 考
					意見提出 手続音目草		出入国管				意見提出 手続意見

案 〇 件 〇 名

↑ ↑

案 件 名

↑ ↑

体裁を整える目的で単語の途中に空白が挿入されていたため、音声読み上げソフトでは「案件名」という単語として認識されず、「あん けん な」と読み上げてしまい、利用者は意味を正しく理解できなかった。

単語の途中にあった空白を削除した。音声読み上げソフトでも「案件名」という単語として認識できるため、「あんけんめい」と正しく読み上げる。

---

(改善前の音声読み上げソフトによる読み上げ方)

「案 件 名」…「あん けん な」

「入 手 方 法」…「いり て ほう ほう」

「提 出 先」…「てい で さき」

「備 考」…「そなえ かんがえ」

改善

(改善後の音声読み上げソフトによる読み上げ方)

「案件名」…「あんけんめい」

「入手方法」…「にゅうしゅほうほう」

「提出先」…「ていしゅつさき」

「備考」…「びこう」